平成２２年（フ）第３８６号
静岡県磐田市豊浜中野651番地２
破産者　落合ひろ子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
静岡県浜松市東区植松町256番地の２　アップル第３マンション307号
破産者　田名瀬鈴和
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７２２号
名古屋市中村区並木１丁目212番地
破産者　大島　一郎
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７２３号
名古屋市中村区並木１丁目212番地
破産者　大島　幸吉
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４７号
名古屋市東区葵１丁目14番４号　コーポ板屋201号、開始決定時の住所名古屋市中区栄５丁目13番10号　第45オーシャンハイツ802号
破産者　齋藤　典男
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８号
名古屋市港区当知２丁目1901番地　ガーデンテラス加藤１番館403号
破産者　杉本　英嗣
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３９号
大阪市港区八幡屋４丁目７番１―504号
破産者　中嶋　鎮之
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５５号
名古屋市緑区若田１丁目101番地　ブライトパレス203号
破産者　松田　公伸
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９０号
名古屋市緑区桃山２丁目96番地　緑黒石荘３棟505号
破産者　長谷美千代
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４２号
名古屋市中村区上石川町３丁目６番地　リゾ上石川102号
破産者　石川　里美
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７８号
京都市上京区六軒町通下長者町下る七番町329番地10
破産者　洛中和こと　簑内　洋子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
神戸市西区大津和２丁目７番地の10　ベルウエストⅠ103号
破産者　大賀　成幸
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲994番地
破産者　本田　忠人
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第５２４号
大分市大字森町75番地の22、開始決定時の住所大分市東津留２丁目10番34号
破産者　井上　和豊
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３５号
大分県臼杵市大字諏訪714番地
破産者　星野　義美
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６号
大分県豊後大野市三重町芦刈965番地21
破産者　神田　憲一
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第１２７号
宮崎県延岡市稲葉崎町３丁目1406番地１
破産者　柳田征一郎
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７７２１号
神奈川県川崎市川崎区小川町16番11号
破産者　株式会社エス・エヌ・テーエンジニア
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７２２号
神奈川県川崎市川崎区日進町１―５―606、開始決定時の住所神奈川県川崎市川崎区貝塚２丁目６－３
破産者　重田　家隆
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部